

総合答練・第2回における解答上の注意と正誤のお知らせ

このたび、「総合答練 第2回」につきまして、以下の解答上の注意がございます。
また、「総合答練 第2回」の問題冊子・問題文に下記の正誤が発見されました。
受講生の皆様にはご迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございませんでした。
お手数ではございますが、この点、ご修正の上、ご回答くださいますようお願い
申し上げます。

問題冊子 P12 問題14 ※解答上の注意	本問は、平成14年の判例となります。本判例当時の規定を前提としてご解答ください。 (当時) 旧・行政不服審査法14条1項本文・柱書 審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。 (参考) 現・行政不服審査法18条1項本文・柱書 処分についての審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。	
	誤	正
問題冊子 P13 問題15・選択肢1	1 審査請求の審理～があつた場合には、 審査庁 は、申立人～。	1 審査請求の審理～があつた場合には、 審理員 は、申立人～。

※問題15につきましては、全員正解として成績処理いたします。
末筆ながらスタッフ・講師一同、皆様の合格を心より祈念しております。

以上